

箕面市立かやの広場 ご利用のご案内



1. 案内概要

みのおキューズモールに隣接した約834㎡の人工芝生広場を
イベントスペースとしてご利用いただけます。



広域MAP



- ① 箕面市立かやの広場 ② EAST棟 ③ WEST棟 ④ CENTER棟
⑤ STATION棟 ⑥ 北側交通広場

みのおキューズモールには
平日 約1.5～2万人
休日 約3～4万人 がご来場！

囲うように隣接する「みのおキューズモール」には、
映画館やフィットネス等
約150店舗の専門店があり、毎日多くの
お客様にお越しいただいています。

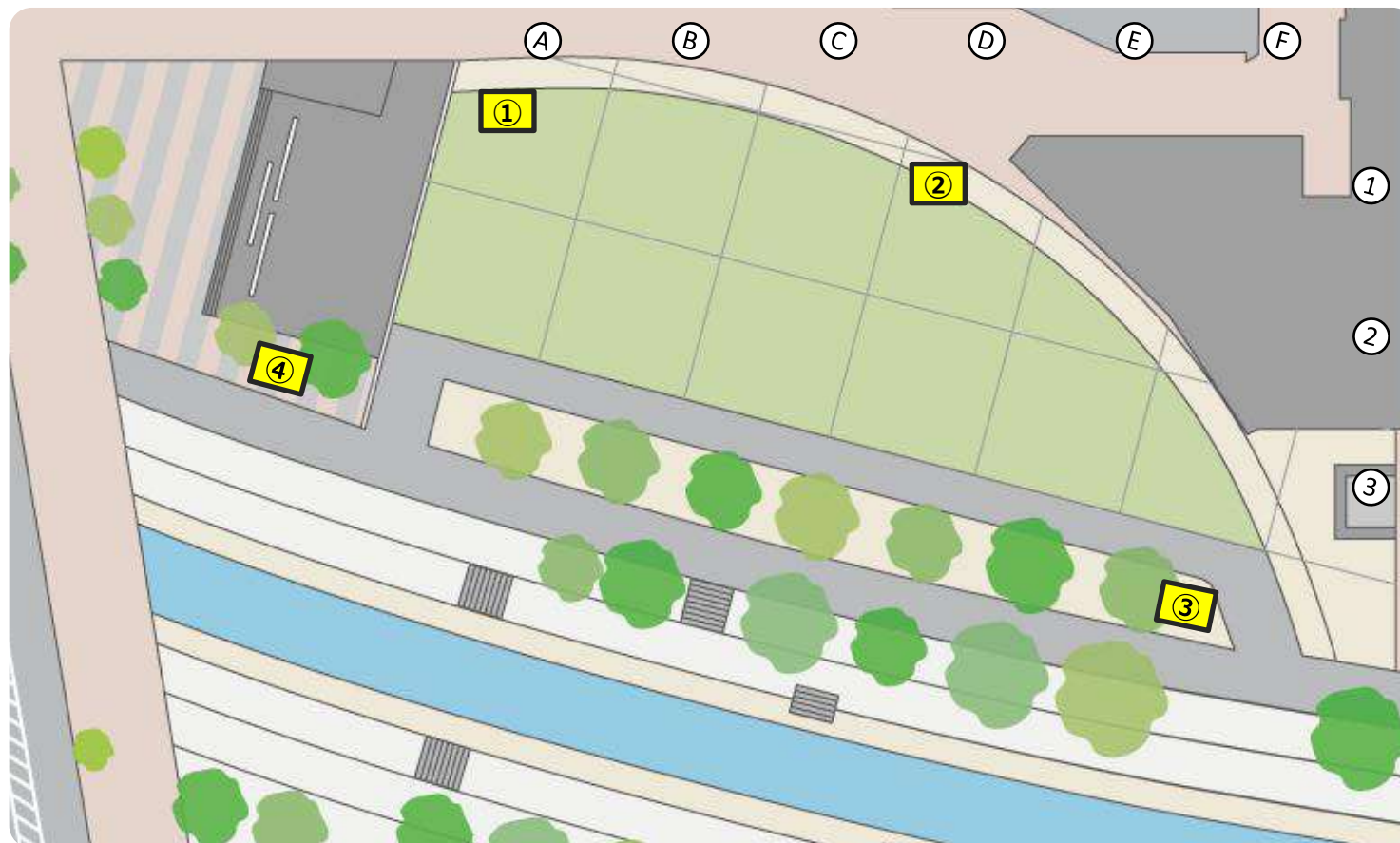
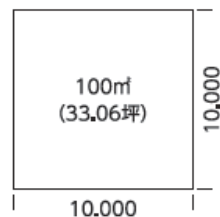


2. 全体図



3. イベントスペース設備詳細

多目的広場面積	約834㎡（275.5坪）
ステージ面積	約178㎡（58.8坪）



電源

分電盤 4箇所

【電気容量】

- ① 赤系統2,500W
黒系統2,500W まで
- ② 赤系統2,500W
黒系統2,500W まで
- ③ 赤系統2,500W
黒系統2,000W まで
- ④ 赤系統2,500W
黒系統2,500W まで

但し、総使用容量は、
赤系統 6,200W
黒系統 5,800W
総計 12,000W まで

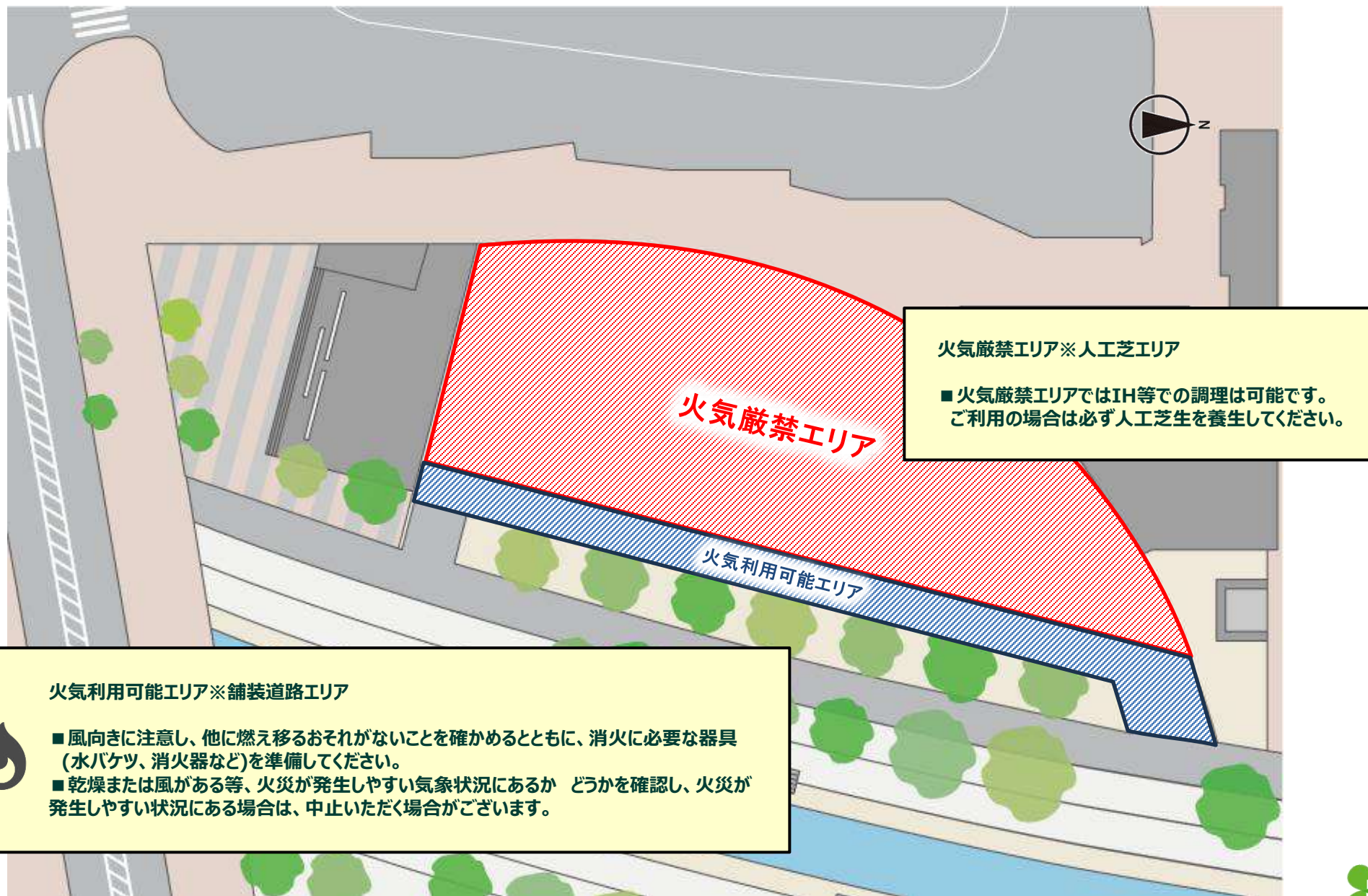
※コンセント1個につき
合計1,500VA未満の
電気器具を使用すること



4. 車両搬入経路



5. 火気取扱



6. 利用時間・料金

利用時間

午前9時～午後10時 ※但し、備品を留め置く目的で広場を利用する場合に限り、午後10時～午前9時も利用可能。

利用可能施設

●多目的広場 約834㎡ ●野外ステージ 約178㎡ ●電源 ※施設には上屋・囲いはありません。

広場利用料

区分		単位	時間	利用料
多目的 広場	競技場・展示会・集会・音楽会 物品の販売・陳列・行商・募金・興行等	100㎡	3時間	非営利 1,760円 営利 2,640円
	上記の項目のうち移動して利用する場合	1人1日当たり		非営利 1,320円 営利 1,980円
	写真・映画等の撮影	1件1日当たり		非営利 33,000円 営利 49,500円
野外ステージ		3時間当たり		非営利 6,600円 営利 9,900円

【備考】

※利用面積が100㎡に満たない場合、又は、100㎡に満たない端数がある場合は、いずれも100㎡として計算。

※利用時間が3時間に満たない場合は、3時間として計算。

※付属設備利用料は、全て1日当たりの金額となります。

※午後10時～午前9時の間で備品を留め置く目的で広場を利用する場合は、昼間に引き続いて同様の利用料として計算。

付属施設利用料

種類及び品目	単位	利用料
分電盤設備利用	1回線	550円
ドラムリール	1台	550円

利用料金例

例1

多目的広場全域（834㎡）を使い、非営利目的での入場無料イベントを12時間開催

●広場利用料 63,360円

広場全域の場合は、834㎡として計算
9（834㎡分）×4（12時間分）×1,760円

合計 63,360円

例2

多目的広場400㎡と野外ステージを使い、非営利目的での入場無料のライブイベントを9時間開催

●広場利用料 21,120円

4（400㎡分）×3（9時間分）×1,760円

●ステージ利用料 19,800円

3（9時間分）×6,600円

●分電盤利用 1回線 550円 合計 41,470円

例3

多目的広場834㎡と野外ステージを使い、営利目的としたイベントを6時間開催

●利用料 47,520円

9（834㎡分）×2（6時間分）×2,640円

●ステージ利用料 19,800円

2（6時間分）×9,900円

●分電盤利用 1回線 550円 合計 67,870円

7. 申込方法

利用原則

地域に密着した市民交流の場及び地域交流を発信する場として、かやの中央地区全体の健全なる発展のため、市民の利便性向上のために相互扶助と相互発展という共存共栄の精神のもと、市民目線にたった活動を行うものとします。

利用申込

受付

利用希望月の**6ヵ月前**の月初日より受付可能

申込用紙

所定の用紙に必要事項を書き込み、利用希望日の**14日前**までに提出

利用許可申請

お支払いの確認ができ次第、管理者より「箕面市立かやの広場施設利用許可書」を発行 **※利用の際は、必ず携帯ください。**

※利用許可は審査の上、管理者が決定します。
※管理者が「箕面市立かやの広場」の健全なる運営の発展のため、必要と認めたものについては、特別に6ヵ月前より先に利用許可申請を受け付けます。

利用期間の制限

- 連続利用期間／4日間
- 1ヵ月に利用できる日数／5日間を限度

支払方法

利用料金は、広場を利用する14日前までに管理者にお支払いください。

キャンセル

利用承諾後のキャンセルについては、右記の区分に従いキャンセル料を申し受けます。
※尚、キャンセルの場合の振込み手数料は利用者の負担とします。

利用予定日の6日前から2日前まで	利用料金の50%
利用予定日の前日、当日	利用料金の全額

減免基準

以下に該当する場合は、利用料金を減額または免除できます。

該 当 事 項	減額率
萱野中央地区のまち育てに寄与する事業のために利用する場合（但し、1年度に2回まで）	10割
障がい者基本法第二条第1号に規定する障害者、又は、これに準ずると市の機関が認める者が公益を目的に利用する場合	10割
市内に所在する学校、幼稚園、保育所、認定こども園又は小規模保育事業を行う事業所のうち市が設置したもの以外のものが教育又は保育を目的として利用する場合	5割
市内に事務所を有する公益を目的とする団体、又は、社会教育法第十条に規定する社会教育関係団体のうち、市の機関が認めるものがその目的のために利用する場合	5割
前項に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める場合	管理者が定める割合

利用料金の還付

以下に該当する場合は、利用料金が還付できます。

該 当 事 項	還付額
災害等により市が広場を利用する必要がある場合	全額
広場利用者の責めによらない理由により利用できなくなった場合	全額
利用日の7日前までに広場利用者から利用の取消しの届出があった場合	全額
その他、管理者が特に必要と認める場合	管理者が決定する額

※「箕面市立かやの広場 施設利用料金還付申請書」を提出ください。

※広場の利用許可申込時に、「箕面市立かやの広場 施設利用料金減額・免除申請書」を提出ください。
※本人確認書類としてマイナンバーカードもご使用いただけます。



8. その他規定事項

以下の規定事項にご注意の上、ご利用の申請および実施をお願いします。

事前届出

広場内に設備等を施す場合、又は、物品等を広場に搬入する場合は、予め管理者の許可が必要となります。

損害賠償

利用者が、広場またはその附属設備の汚損・毀損・紛失した場合は、その損害を弁償するものとします。
また、芝生を傷めた場合も、その損害を全額弁償するものとします。

利用制限

以下のいずれかに該当する場合は、広場の利用を許可しません。

- 公益を害するおそれがあるとき
- 広場の施設・附属設備等を損傷するおそれがあるとき
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になるとき
- 商標・著作権など無断で使用したもの
- 国内外の国家・民族などの尊厳を傷つける恐れのあるもの
- その他、広場の管理上支障があると認めるとき

利用許可の取消

以下のいずれかに該当する場合は、広場の利用の許可を取り消し、その利用を停止、又は撤去いただきます。

- 利用者が利用規定に違反し、又はこの利用規定に基づく指示に従わないとき
- 利用目的・内容等の変更に際して事例の申し出のない場合
- 暴力団の利益になるとき
- 災害等により市が広場を利用する必要があるとき
- 管理者が利用上諸般の危険が予測されたとみなした場合
- 偽りの申請、その他不正手段により利用許可を受けた事実が明らかになった場合
- 利用の権利を譲渡・転貸した場合
- 広場が喧噪にわたったり、他に迷惑を及ぼしたり、及ぼすと思われる事態が生じた場合
- その他管理上、利用が不適当と認められた場合

その他

- * 利用者は、この利用規定を利用当日に持参し、参加者への周知を行ってください
- * 利用当日、雨天等により催し物を中止する場合は、管理者までご連絡ください
(利用者の都合による中止は認められません。)
- * 利用内容が法令の規制を受けるときは、別途関係官庁の許可・承認等を受け、その指示に従うこと
- * 一般利用者に迷惑がかけないように利用すること
- * 騒音等で広場付近住民に迷惑がかかることが予想される場合は、事前に周辺住民への趣旨説明を行い理解を求めること
- * 広場利用に伴い工作物を設ける場合は、許可書記載の通り、十分な安全管理をすること
- * 広場利用後は、後始末および清掃等を行い、ゴミは持ち帰ること
- * 人の整理・誘導について、必要に応じて適切に整理員等を配置し、対応すること
- * 本規定に定めのない事項については、管理者と利用者間で協議の上決定します

行為の禁止

広場において、次に掲げる行為を禁止します。

- 広場を汚損し、又は損傷すること
- 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること
- 焚火をすること
- 立ち入り禁止区域に立ち入ること
- 張り紙もしくは張り札をし、又は広告を表示すること
- 指定された場所以外の場所に車を乗り入れ、又は駐車すること
- 公の秩序または善良な風俗を害するおそれのある行為をすること
- 他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること
- 広場内でペットが糞尿をすること
- その他、広場の管理に支障を及ぼす行為をすること

利用の禁止または制限

管理者は、災害その他の理由により、広場の利用が危険であると認める場合、その他広場の管理のため必要があると認める場合においては、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又は制限することができます。

管理責任等

イベントの内容に関して、一般顧客に対しての全責任は利用者が負うものとします。
管理者は、営業時間の内外に関わりなく、箕面市立かやの広場内における盗難・紛失・焼失等一切の責任は負いません。

【お問い合わせ】

運営事務局

TEL 072-729-1109

(受付時間／9:30～17:00)

✉ minoh_qm@tokyuland-scm.co.jp